猫動制度のご案内

藤沢市では、融資制度を利用する方の負担を軽減するための補助制度を実施しています。 補助を受ける場合は申請が必要となりますので、要件等を確認のうえ、手続きをしてください。 (※「市税の滞納がある場合」や「市外転出した場合」など、対象外となることがございます。)

1 信用保証料補助制度

神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助する制度です。

補助対象資金	補助額	申請方法等
・中小企業支援資金		・申請書は、融資申込み時に融資受付窓口でお渡しし
・景気対策特別資金	支払った信用保証料の	ます。(創業支援融資利用者には郵送で通知します)
・小規模企業緊急資金	80%の額	・融資実行後、金融機関へ申請書を提出してください。
・雇用安定対策特別資金	(上限20万円)	※対象補助額を四半期ごとにとりまとめて交付し
·創業支援融資(神奈川県制度融資)		ます。

2 利子補給制度

金融機関に支払った利子の一部を補助する制度です。

補助対象資金	対 象 者	補助率	利子補給期間	申請方法等
設備導入特別資金	当該資金利用者	年0.5%以内	2年間 (上限 20 万円)	마랴카나 해유비용
景気対策特別資金	最近3か月又は6か月の売上額が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて、20%以上減少している方	年1.3%以内	・申請書は、対象!1年間 (1月~12月)終う融資受付窓口か!	
小規模企業緊急資金	当該資金利用者	年0.9%以内	3年間	送します。
(神奈川県制度融資) ① スタートアップ融資 ② 創業支援融資 ③ 小規模クイック融資(短期)	当該融資利用者のうち、藤沢市内に主たる事業所を有する方 【主たる事業所】 ・法人 = 本店登記がある事業所 ・個人 = 主となる事業所	年1.0%以内	① 2年間 ② 2年間 ③ 1年間	指定された期日まで に、融資受付窓口へ 申請書を提出してく ださい。
(日本政策金融公庫) ①マル経融資 ②女性、若者/シニア起業家 支援資金	当該融資利用者のうち、藤沢市内に主たる事業所を有する方 【主たる事業所】 ・法人 = 本店登記がある事業所 ・個人 = 主となる事業所	支払った利子の 1/2以内	① 3年間 ② 2年間 (上限 10 万円)	※対象期間分の補助額を一括で交付します。(5月頃交付予定)

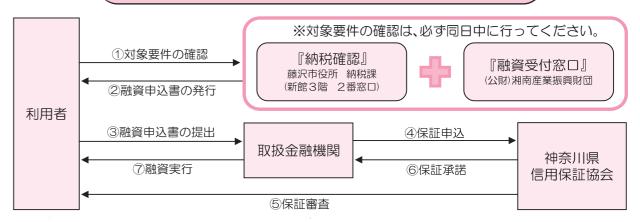
相 影 窓 口 の ご 案 肉

取扱内容	名称(窓□)	住所・電話番号		
融資受付窓口 対象要件の確認など融資制度全般のご相談	(公財)湘南産業振興財団	藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館2階 TEL 0466-21-3811		
マル経融資の受付窓口 経営専門相談【要予約】	藤沢商工会議所	藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館2階 TEL 0466-27-8888		
信用保証に関すること 金融相談・経営相談	神奈川県信用保証協会 藤沢支店	藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館4階 TEL 0466-23-0792		
神奈川県制度融資に関すること金融相談	神奈川県金融課	横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-5677 (融資グループ) TEL 045-210-5695 (金融相談窓口)		
藤沢市融資制度に関すること	藤沢市 産業労働課	藤沢市藤沢109-6 湘南NDビル6階 TEL 0466-50-3530		

平成29年度 一部の中小企業 金融のしおり

藤沢市中小企業融資制度は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための制度です。 融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県 信用保証協会の審査を受けてから実行されます。

融資利用までの流れ



『融資受付窓口』のご案内

※藤沢市は、融資受付業務を(公財)湘南産業振興財団に委託しています。



(平成29年4月1日作成)

《藤沢市中小企業融資制度のお申込みにあたって》

【利用資格要件】及び【(資金ごとの)追加利用資格要件】をすべて満たしていることを確認していただき、 必要書類等をお揃えのうえ、『藤沢市役所納税課』及び「融資受付窓□((公財)湘南産業振興財団)」にて、 対象要件の確認を受けてください。

なお、確認依頼書の作成後、融資受付窓口への申込み前に、『藤沢市役所 納税課』にて納税確認を受け ると手続きがスムーズに行えます。(※ 対象要件の確認は、必ず同日中に行ってください。)

【利用資格要件】 ※ 全資金共通

- 1. 中小企業信用保険法に定める中小企業者(対象外業種あり)又は協同組合等であること
- 2. 市内に主たる事業所(注1)を有し、市内において既に事業を営んでいること
- 3. 許認可等を要する事業の場合はその許認可等を受けていること
- 4. 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと

(注1) 主たる事業所

・法人=本店登記がある事業所 ・個人=主となる事業所

【取扱金融機関】

横浜銀行 スルガ銀行 静岡銀行 神奈川銀行 静岡中央銀行 みずほ銀行 八千代銀行 三菱東京UFJ銀行かながわ信用金庫 横浜信用金庫 湘南信用金庫

※原則として、市内支店での取扱いとなりますが、市外支店でも取扱いできる場合があります。

※「商店街づくり推進資金(高度化事業資金)」及び「事業協同組合育成資金」については、『商工組合中央金庫(横浜支店)』のみ 取扱いしています。

【融資受付窓口で提出する書類等】 ※ 全資金共通

- 1. 藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書(兼申込書) ※5枚複写(融資受付窓口又は各金融機関でお渡しします)
- 2.《許認可等を要する事業の場合》その許認可証等の写し
- 3. 《設備資金の場合》 見積書の写し(有効期限内かつ発行元の記名押印がされたものをご用意ください)
- 4.《個人事業者の場合》事業内容が確認できる書類 (※事業開設届の写しが必要になる場合があります)
- 5. 《当該資金を既に利用している場合》申請時の残額がわかる書類(**返済予定表**など)
- 6. 《代理で手続きをする場合》委任状(※納税確認時には、身分証の提示も必要になります)
- 7. 代表者印(個人の場合は認印)

平成29年度 藤沢市中小企業融資制度一覧

(平成29年4月1日現在)

	資金	金名	資金	貸付限度額		貸付利率	貸付期間	返済 方法	(資金ごとの)追加利用資格要件	(資金ごとの)追加必要書類等 補助領(注2)市及び信用保証協会の様式は、ホームページからダウンロードできます。信用保証料	制度対象 料 利子
ф	小企業支援資金	÷		短期	1.5%以内	1年以内	一括返済	追加要件なし	追加書類なし	_	
4		亚 運転 / 設備	5,000万円		(1年超5年以內) 1.8%以内	運転資金 7年以内 (据置12か月以内)		戸川安下なり	心川首様なび		
	借数	資	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,000/17	長期	(5年超10年以内) 2.1%以内	設備資金 10年以内 (据置12か月以内)	◎保証協会の借換保証により、資金調達の円滑化が図られること	◎事業計画書(神奈川県信用保証協会様式)(注2)◎借り換える資金の残額がわかる書類(返済予定表など)	_	
	設備導	入特別資	金			(1年超10年以内) 1.5%以内	※神奈川県信用保証協 会の保証期間に係る 規定による		◎市内における事業活動で必要な設備導入を計画していること◎【運転資金と併用する場合】 設備資金として利用する金額が、利用総額の 1/2 以上を占めていること	◎設備導入計画書(藤沢市様式)(注2)	•
景	気対策	特別資	金 運転/設備	2,000万円	1	1.4%以内	7年以内	元金均等	◎1年以上同一事業を継続して行っていること◎最近3か月又は6か月の売上額又は売上総利益額の合計が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて減少していること	◎「最近3か月又は6か月」及び「直近3か年のいずれかの年の同期」の売上額又は売上総利益額が確認できる財務書類(試算表など)◎個人事業者で市外在住の方は、県税事務所の発行する個人事業税の納税証明書	
	借数	資 資	金 /設備			1.4/0以四	(据置12か月以内)		※【景気対策特別資金】の利用資格に加え、 ◎市融資制度からの借換により、資金調達の円滑化が図られること	※【景気対策特別資金】の必要書類に加え、 ⑤事業計画書(神奈川県信用保証協会様式)(注2) ⑥借り換える資金の残額がわかる書類(返済予定表など)	(要件あり)
小	規模企	業緊急資	金 運転/設備	500万円		1.8%以内	5年以内 (据置4か月以内)	元金均等 割賦返済	◎従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下(注3)) (注3)宿泊業・娯楽業は20人以下	追加書類なし	•
雇	用安定対	対策特別資	金 運転/設備	2,000万円		1.1%以内	5年以内 (据置6か月以内)	元金均等 割賦返済	◎公共職業安定所等より雇用関係助成金の支給決定を受けていること	◎雇用関係助成金の支給決定通知書の写し	
		くり推進資 設置資金	金						【融資制度利用時の注意点】 ◎次のいずれかに該当する方は、藤沢市中小企業融資制度を利用できない、もしくは、その利用を取り消す場合があります。		

- ショッピングモール施
- 設等設置資金 • 高度化事業資金

事業協同組合育成資金 ※ 詳細は、別途お問い合わせください。

※ 詳細は、別途お問い合わせください。

- (1) 藤沢市税(延滞金を含む)を滞納している方(2)金融機関から取引停止を受けている方(3)金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している方(4)返済能力が ないと認められる方(5)融資制度を不正に利用した方(6)保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方(7)設備資金の場合、融資実行前に当該設備の 売買契約、発注等をした方(8)融資申込内容を無断で変更した場合(※利用資金、資金使途、利用資金の増額等)(9)その他市長が不適当とする場合
- ◎次の資金使途では、藤沢市中小企業融資制度を利用できません
- (1) 開業資金(2) 旧債借換のための資金(※「借換資金」を除く)(3)権利金、保証金、敷金(4)事業の用に供さない土地購入資金(5)出資金及びこれに類する資金 (6) 投機的資金(7) 転貸資金(※事業協同組合育成資金(組合員への転貸の場合)を除く)(8)生活資金(9)住宅資金(10)しゃし遊興資金(11)その他市長が不適 当とする資金